

広報



愛します 豊かな自然 海・山・里  
つくります すぐやかな心から  
育てます 助け合う優しい人とまち  
伝えます 未来に向けた歴史と文化

令和3年/2021  
12月号  
NO.204

# 南えちせん

## 祝 町道脇本上平吹線 上平吹橋 開通



### 上平吹橋開通

11月18日、上平吹橋の開通式が行われました。若倉町長や関係者によるテープカットが行われ、南条こども園の園児たちによる風船飛ばしセレモニーで開通を祝いました。









# 12月には県下統一滞納整理推進月間です!!

## 町税は納期限内に納めましょう!!

悪質な滞納者に対し滞納処分などを実施します

(税負担の公平性の確保)

町税は、私たちが安心して暮らすための貴重な財源です。

納期限内に納付をされた方と、されなかった方の不公平をなくし税負担の公平性を保つため、悪質な滞納者には法的措置を行うこともあります。

税金を納期限までに納付されない場合は、滞納となり、督促状や催告書で納付を催促します。それでも納付されない場合は、財産調査を実施し、預貯金・給与・自動車の差押えなど(※)の滞納処分を行う場合があります。

※ 納期限までに納税がなく、督促状を送付した日から10日を経過した日までに完納されない場合は、「滞納者の財産を差押えなければならぬ。」と法律に定められています。

滞納を放置しておくこと…延滞金がどんどん加算され、税金などの支払いが高額になります。また、滞納処分を受けると経済的な利益や社会的信用も失うことになりかねません。

### 滞納整理にも税金が使われています

滞納が発生すると、町としても本来は必要のない滞納整理に伴う調査経費や調査時間を費やすこととなります。再度、納付状況をご確認いただき、滞納となっている場合には、早期に納付いただきますようお願いいたします。

特別な事情などにより納税が困難な方や納付が遅れている方は、町民税務課までご相談ください。

問合せ 町民税務課 TEL 0778-47-8014

## 納税は便利な口座振替をご利用ください!!

口座振替納税は、一度お申込みいただけます。ご指定の金融機関の口座から、納期限の日に自動引き落としで納税ができる制度です。

そこで南越前町では、納税者の方々の利便性の向上を図ることを目的に納税に出かける手間や、納め忘れがない便利で確実な口座振替納税を推進しております。

### 口座振替できる税目

町民税(普通徴収) 固定資産税  
軽自動車税 国民健康保険税

### お申込み方法

町内の各金融機関・役場窓口で、備え付けの「南越前町預貯金口座振替依頼書」に必要事項をご記入、押印の上ご提出ください。なお、申し込みの際には、引き落とし口座の通帳と届出印が必要となります。役場、金融機関でのお申込みが難しい場合は、左記連絡先までご連絡ください。依頼書を送付いたします。

※口座振替開始日は申し込み月の翌月末となります。

### 問合せ

町民税務課 TEL 0778-47-8014

## 固定資産税に関するお知らせ

家屋を取り壊したときは、年末までに「家屋滅失届」を提出してください。

家屋滅失届を提出しないと、引き続き固定資産税が課せられる場合があります。届出後、滅失を確認した家屋は、翌年から課税されなくなります。

※居住用の家屋を取り壊し、土地を更地にすると、固定資産税の課税標準額を軽減する住宅用地の特例は、受けられなくなります。

### 償却資産の申告をしてください。

工場や商店等の事業主は事業用の機械や備品等について令和4年1月1日現在の所有状況を申告してください。

※提出期限 令和4年1月21日(金)

### 問合せ

町民税務課  
TEL 0778-47-8014



# 南越前町人事行政の運営等の状況を公表します

地方公務員法第58条の2および南越前町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、南越前町職員の状況を次のとおり公表します。

## ○部門別職員数の状況

(各年度4月1日現在)

部門	区分	職員数		
		令和2年	令和3年	増減
一般行政部門	議会	2	2	0
	総務	39	41	2
	税務	8	8	0
	民生	47	48	1
	衛生	12	13	1
	農林水産	12	12	0
	商工	10	11	1
	土木	9	9	0
特別行政部門	教育	16	18	2
公営企業等 会計部門	病院	19	19	0
	水道	1	1	0
	下水道	2	2	0
	その他	25	26	1
合計		202	210	8

(注) 公営企業等会計部門のその他は、国民健康保険事業や介護保険事業などをいいます。

## ○職員の採用・退職状況

令和2年度採用者	令和2年度退職者	
	定年	1人
16人	勸奨・その他	9人

## ○職員の平均年齢、平均給料月額状況

(令和3年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	40.8歳	289,800円
技能労務職	47.6歳	251,800円

## ○職員給与費の状況

(令和2年度普通会計決算)

職員数	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
人	千円	千円	千円	千円
157	534,054	69,945	205,874	809,873

(注) 特別職の人数・給料・手当は含まれていません。  
また、職員手当に退職手当は含まれていません。

## ○職員の期末・勤勉手当の状況

(令和2年度支給割合)

区分	6月期	12月期
期末手当	1.3月分	1.25月分
勤勉手当	0.95月分	0.95月分

## ○職員の初任給の状況

(令和3年4月1日現在)

区分	大学卒	高校卒
一般行政職	171,700円	150,600円

## ○特別職の給料、報酬の状況

(令和3年4月1日現在)

区分	給料または報酬 月額	期末手当 (令和2年度支給割合)	
		6月期	12月期
町長	830,000円	1.7月分	1.7月分
副町長	680,000円	1.65月分	1.65月分
教育長	570,000円	計	3.35月分
議長	310,000円	1.675月分	1.675月分
副議長	242,000円	1.625月分	1.625月分
議員	226,000円	計	3.3月分

この他、職員手当・勤務条件・サービス・分限および懲戒処分・研修・福祉・公平委員会の状況について、町のホームページ(<https://www.town.minamiechizen.lg.jp/>)で公表していますので、ご覧ください。

■問合せ 総務課 ☎ 0778-47-8000

## 令和4年4月1日から

# 今庄事務所と河野事務所の日直を廃止します



南越前町では、事務所庁舎のセキュリティ強化と行財政の効率的な運営のため、事務所における日直業務を廃止します。廃止後、夜間・休日に受付していた届け出(死亡、婚姻届等)は、役場本庁宿日直室で受付します。

夜間・休日の事務所庁舎は施錠し、機械警備となります。なお、災害発生の恐れがある等の緊急時は、事務所職員が待機し対応します。ご不便をおかけいたしますがご理解くださいますようお願いいたします。

■問合せ 総務課 ☎ 0778-47-8000